

高知市インターンシップ実施要綱を次のように定める。

令和7年5月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市（以下「市」という。）が実施するインターンシップ制度（以下「インターンシップ」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップの対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、市と協定を締結した教育機関（以下「教育機関」という。）に在籍し、教育機関から推薦を受けた学生（以下「対象者」という。）とする。

2 市と協定を締結していない教育機関から学生の推薦があったときは、市は、学生を受入れる前に、当該教育機関との間で協定を締結するものとする。

(申込手続等)

第3条 インターンシップの募集にあたっては、市長が申込窓口及び申込期限を定め、市のホームページ等により告知するものとする。

2 教育機関は、その教育の一環としてインターンシップへの学生の派遣を希望するときは、高知市インターンシップ申込書（様式第1号）を市長が指定する方法により提出しなければならない。

3 市長は、教育機関から前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、受入れの可否を決定し、高知市インターンシップ受入決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした教育機関に通知するものとする。

(受入期間及び実習時間)

第4条 インターンシップの受入期間は、原則として前条第3項による受入決定を受けた学生（以下「インターンシップ生」という。）の夏期休業期間中の5日間程度とする。ただし、市長が必要と認める場合には、実習期間を変更することができる。

2 インターンシップ生の実習時間は、インターンシップ受入課（以下「受入課」という。）から特別に指定のない場合、受入課に所属する職員の勤務時間内とする。

(報酬等)

第5条 市は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

(服務)

第6条 インターンシップ生は、次の事項を遵守しなければならない。また、インターンシップ生が在籍する教育機関は、インターンシップ生に次の事項の遵守について、指導を徹底しなければならない。

(1) インターンシップの期間中は、専ら所定の実習に従事しなければならない。

(2) 市職員が遵守すべき法令、条例等並びに人事課長及びインターンシップ生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指導・指示等に従わなければならない。

(3) インターンシップにより知り得た情報（公開されているものを除く。）を他人に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(4) 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導担当者とその旨を連絡しなければならない。

(事故責任等)

第7条 インターンシップ生が在籍する教育機関の代表者及びインターンシップ生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

2 インターンシップ生は、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

3 インターンシップ生の実習中又は実習先との往復途上等での市の責めによらない事故・災害に対しては、市は一切の責任を負わないものとする。

(誓約書の提出)

第8条 インターンシップ生は、誓約書(様式第3号)を、事前に市に対して提出しなければならない。また、実習生が在籍する教育機関の代表者は、この誓約の遵守について指導を徹底するものとする。

(実習の中止)

第9条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習又はインターンシップ生の一部の受入れを中止することができる。

- (1) 実習生が第6条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を実施又は継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。
- (4) 天災地変その他予期することのできない事由によりインターンシップ生の受入れを中止すべきと考えられるとき。

2 市は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を当該インターンシップ生が在籍する教育機関の担当者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

年 月 日

高知市長 様

申出者 所在地
名 称
代表者（職・氏名）
連絡先

高知市インターンシップ申込書

高知市インターンシップの実習に、下記のとおり学生を推薦したいので、高知市インターンシップ実施要綱第3条第2項の規定により申請します。

記

1 推薦する学生

2 希望する内容

年 月 日

様

高知市長

（ 公 印 省 略 ）

高知市インターンシップ受入決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたインターンシップ生の受入については、下記のとおり決定しましたので、高知市インターンシップ実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

1 インターンシップの受入可否

2 受入れ内容

様式第3号（第8条関係）

高知市長 様

誓 約 書

この度、貴庁において職場実習を履修するにあたり、貴庁の諸規則及び責任者の指示を遵守し、貴庁に一切ご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

(本 人)

学校名

所 属

氏 名
